

07 学会取扱い規程

施行	1981年 6月 1日
改正	1988年 6月 15日
	1991年 4月 1日
	2004年 4月 1日
	2011年 11月 1日
	2013年 2月 1日

(目的)

第 1 条 この規程は、立教大学（以下「本学」という。）を会場として開催される学会の取扱いについて定める。

(学会)

第 2 条 この規程にいう学会とは、次の各号のいずれかの基準により総長が登録を承認した学術団体が主催する会合をいう。

(1) 「学会名鑑データベース」に登録されているもの。ただし、「大学関係学協会」を除く。

(2) 次の条件の全てを満たしているもの

① 学術研究を目的とすること。

② 全国的な団体であること。

③ 当該専門分野についての代表的団体であること。

④ 責任ある役員を有すること。

⑤ 事務局を持ち年次大会、講演会の開催、学術刊行物の発行等の学会活動を行っていること。

(登録の手続)

第 3 条 学術団体にして本学に登録しようとするときは、当該団体の代表者は総長あてに学術団体登録申請書を提出し総長の承認を受けなければならない。

(開催の手続)

第 4 条 本学において学会を開催しようとするときは、全国大会の場合は当該学術団体代表者、本学教員責任者連名で、その他の場合は本学教員責任者名で学会開催申請書を総長あてに提出して総長の承認を受けなければならない。

2 学会開催申請書の提出期限は、開催予定日の2カ月前までとする。

(可否の決定)

第 5 条 学会開催の可否は、学会開催申請書の受付順に決定する。

(特典)

第 6 条 学会の開催が承認された場合は、会場の使用料及び附帯設備の使用料を免除する。

(補助金)

第 7 条 本学が当番校として全国大会を開催する場合は、当該学術団体に補助金を交付

することができる。

2 補助金の金額は会員数 100 名以下を 2 万円, 101 名から 200 名までを 4 万円, 以下 100 名超えるごとに 2 万円を増すものとし, 上限を 20 万円とする。

3 同一団体に対する補助金の交付は 3 年に 1 回を限度とする。

4 設立 3 年未満の団体には, 補助金の交付をしない。

(権限の移譲)

第 8 条 総長は, 第 3 条及び第 4 条の承認権限を総長室長に移譲することができる。

附 則

1 本規程は, 1981 年 6 月 1 日より施行する。

2 学会開催申請内規, 学会開催申請内規に関する部長会申し合わせは, 廃止する。

附 則

この規程は, 1988 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は, 1991 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 2011 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 2013 年 2 月 1 日から施行する。